

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員がその働き方を見直し、仕事と子育てを両立することや能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1: 「仕事と子育ての両立」・「仕事と生活の調和」を図るため、所定外労働の削減を目的として、毎月3日間のノー残業デーを実施する。

<対策>

- 職員の意識調査・実態調査並びに内容把握（調査書並びに面接による）。
- 課ごとに実施日の決定（業務の平準化を図る）。
- 正式導入。職員への周知。
- 運用状況の検証・改善（調査書並びに面接による）。

目標2: 「仕事と子育ての両立」・「仕事と生活の調和」を図るため、年次有給休暇取得を奨励し取得日数「一人当たり平均年間10日間以上」を目指す。

<対策>

- 職員の意識調査・実態調査並びに内容把握（調査書並びに面接による）。
有給休暇が取得し易い環境の整備。
- 正式導入。職員への周知。
- 運用状況の検証・改善（調査書並びに面接による）。

目標3: 「仕事と子育ての両立」・「仕事と生活の調和」を図るため、子の出産時に男性が取得できる休暇制度の見直し・拡充を行なう。

<対策>

- 職員の意識調査・実態調査並びに内容把握（調査書並びに面接による）。
- 就業規則を変更のうえ導入。職員への周知。
- 運用状況の検証・改善（調査書並びに面接による）。